



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
第 7 9 7 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (196) (県民室) 2
	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (197) (税務課) 4
	生活保護法による介護機関の指定 (198) (福祉保健課) 6
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (199) (〃) 6
	保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額 (200) (健康政策課) 7
	自動車専用道路の区域の指定 (201) (道路企画課) 7
	土地改良区の役員の就任 (202) (日野総合事務所農林局) 8
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (6) (教育総務課) 8
◇ 議会告示	鳥取県議会事務局組織規程の一部改正 (1) (総務課) 9
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (企業局経営企画課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター) 10
◇ 正 誤	平成19年7月27日付鳥取県告示第642号中訂正 13
	平成19年9月4日付鳥取県告示第748号中訂正 13

告 示

鳥取県告示第196号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者数にあっては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者数にあっては最終試験結果の通知日から1月間	総務部 行財政改革 局 人事・ 評価室	職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者数にあっては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者数にあっては最終試験結果の通知日から1月間	総務部 職員課
	第2次試験の試験種目ごとの得点	最終試験結果の通知日から1月間			第2次試験の試験種目ごとの得点	最終試験結果の通知日から1月間	
	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合	"			第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合	"	

	合計得点及び最終順位		
鳥取県非常勤職員(事務)等採用試験	試験の合格否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1月間	"
鳥取県立保育専門学院入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	"	鳥取県立保育専門学院
略			
介護支援専門員実務研修受講試験	区分別得点及び総合得点	"	福祉保健部長寿社会課
略			
調理師試験	"	"	生活環境部くらしの安心推進課 各総合事務所(八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。)
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	"	生活環境部くらしの安心推進課 各総合事務所(八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。)
略			
技能検定試験	科目別得点	"	商工労働部 経済・労働

	合計得点及び最終順位		
鳥取県臨時的任用職員採用試験	試験の合格否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1月間	"
鳥取県立保育専門学院入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	"	鳥取県立保育専門学院
略			
介護支援専門員実務研修受講試験	区分別得点及び総合得点	"	福祉保健部長寿社会課
略			
調理師試験	"	"	生活環境部くらしの安心推進課 各総合事務所(八頭総合事務所を除く。)
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	"	生活環境部くらしの安心推進課 各総合事務所(八頭総合事務所を除く。)
略			
技能検定試験	科目別得点	"	商工労働部 労働

			雇用政策 総室				用課
略				略			
農業機械士 技能検定試 験	科目別得点 及び総合得 点	"	農林水産 部農林総 合研究所	農業機械士 技能検定試 験	科目別得点 及び総合得 点	"	農林水産 部農林総 合技術研 究院
略				略			
略				略			

鳥取県告示第197号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

（表面）

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

〔法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕



特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第1項（第2号）の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申	住 所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕	
	氏 名 〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕	

請 者	所在地				
	県内の事務所等	名称			
	この届出に係る担当者 の職氏名	(電話)			
新 増 設 し た 家 屋	所在地				
	工場等の名称				
	事業の種類				
	製品名				
	事業の用に供した日の属する 事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで			
取 得 日 等	工場等の敷地の取得日	年 月 日	工場等の一部操業年月日	年 月 日	
	工場等の建設着手の日	年 月 日	工場等の全部操業年月日	年 月 日	
	管轄税務署	税務署	補助金交付決定年月日	年 月 日	

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。
 - (1) 新增設した工場等の家屋を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日（個人にあっては事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の3月15日）
 - (2) 鳥取県税条例（平成13年鳥取県税条例第10号）第7条第1項又は第2項の規定により延長された事業税の申告期限
 - (3) 企業立地事業補助金（鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第3条第1項の表の1の項に掲げる補助金をいう。）の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 鳥取県企業立地事業助成交付決定及び交付額確定通知書の写し
 - (2) 企業立地事業概要書（事業の概要が分かるもの）
 - (3) 事務所、事業所の見取図（土地及び建物の配置が明確なもの）
 - (4) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (5) 土地売買契約書及びその領収書の写し
 - (6) 土地、建物に係る登記事項証明書（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又は図面の写しを含む。）
 - (7) 建築確認申請書の写し、建築工事請負契約書の写し、建物の引渡書の写し等建築の着手日が確認できるもの

- (8) 機械又は装置があるときは、それらの配置図
 (9) その他必要と認められる関係書類

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 の名称	居宅介護事業 所の所在地	居宅介護事業 の種類	指定年月日
有限会社あ すなる調剤 薬局	米子市夜見 町1924-4	有限会社あすな る調剤薬局	米子市夜見町 1924-4	居宅療養管理 指導	平成20年3 月1日
〃	〃	しおん薬局	米子市富益町 3533-5	〃	〃
有限会社し らゆき	鳥取市青葉 町三丁目202	しらゆきデイサ ービスセンター	鳥取市伏野 1779-2-2	通所介護	平成20年3 月10日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 の名称	介護予防事業 所の所在地	介護予防事業 の種類	指定年月日
有限会社あ すなる調剤 薬局	米子市夜見 町1924-4	有限会社あすな る調剤薬局	米子市夜見町 1924-4	介護予防居宅 療養管理指導	平成20年3 月1日
〃	〃	しおん薬局	米子市富益町 3533-5	〃	〃
有限会社し らゆき	鳥取市青葉 町三丁目202	しらゆきデイサ ービスセンター	鳥取市伏野 1779-2-2	介護予防通所 介護	平成20年3 月10日

鳥取県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売 事業所あいご	日野郡日野町根雨 899 - 1	平成20年3月 21日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売 事業所あいご	日野郡日野町根雨 899 - 1	平成20年3月 21日

3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売 事業所あいご	日野郡日野町根雨 899 - 1	平成20年3月 21日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 日翔会	日野郡日野町根 雨730	福祉用具貸与販売 事業所あいご	日野郡日野町根雨 899 - 1	平成20年3月 21日

鳥取県告示第200号

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条第1号及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）別表第2の3の項金額の欄の規定に基づき、保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

平成17年鳥取県告示第193号（保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額について）は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県保健所条例第3条第1号及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の3の項金額の欄の点数表により算定した額の8割以内で知事が定める額は、平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（基本診療料に係る額を除く。）の8割の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

鳥取県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年3月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道	373号	八頭郡智頭町大字福原字大江田228-5地先から同大字字フケ田176-1地先まで	平成20年3月28日

鳥取県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年3月28日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

就任した役員の氏名及び住所

監 事 石原 聡 日野郡日南町阿毘縁397-4

平成20年3月17日就任 任期 平成21年7月26日まで

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第6号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県立鳥	第1次試験	第1次試験	教育委員	鳥取県立鳥	第1次試験	第1次試験	教育委員

取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	の不合格者に係る総合判定	の試験結果の通知日から1月間	会特別支援教育課	取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	の不合格者に係る総合判定	の試験結果の通知日から1月間	会特別支援教育室
略				略			
鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課	鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課、特別支援教育室及び高等学校課
略				略			
鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員の個別得点(ただし、審査員の氏名は、開示しない。)及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から1月間	鳥取県立博物館、中部教育局及び西部教育局
略				略			
鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	鳥取県埋蔵文化財センター

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会事務局組織規程(平成7年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 諸規程の制定又は改廃に関すること。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>議事調査課</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>図書室 略</p>	<p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>議事調査課</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 諸規程の制定又は改廃に関すること。</u></p> <p>(19) 略</p> <p>図書室 略</p>
---	---

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称
みなと温泉館
- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
鳥取県ビルメンテナンス協同組合
代表理事 森下 和人
米子市西福原四丁目10 - 6
- 3 指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県教育情報通信ネットワークシステムに係る有害情報フィルターライセンス 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年5月1日から平成25年4月30日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センターTorikyo-NET管理室

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年4月7日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年3月28日(金)から同年4月16日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター情報教育課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター情報教育課

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyouhou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年3月28日(金)から同年4月7日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年4月16日(水)午後2時

鳥取県教育センター第2研修室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年4月7日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成19年7月27日付鳥取県告示第642号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3
行 下から7及び8
誤 372の8（次の図に示す部分に限る。）
正 372の8（国有林。次の図に示す部分に限る。）

頁 3
行 下から7
誤 373の3（次の図に示す部分に限る。）、373の6、374の10、374の11
正 373の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）、373の6、374の10・374の11（以上2筆国有林）

平成19年9月4日付鳥取県告示第748号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4
行 下から20
誤 840、844、字竹ノ上工848の1、848の3、848の4、字迎谷856、861
正 840・844（以上2筆国有林）、字竹ノ上工848の1、848の3、848の4、字迎谷856・861（以上2筆国有林）

頁 4
行 下から17
誤 字赤谷奥982、987、988、993、994、998、999の1
正 字赤谷奥982（国有林）、987、988、993、994（国有林）、998、999の1（国有林）

頁 4
行 下から16
誤 字小宇津ノ小谷1046の1
正 字小宇津ノ小谷1046の1（国有林）

頁 4
行 下から15
誤 1051の1、1051の2、1052、字以後谷1055の1、1059、1060、1063、1064、1067から1074まで
正 1051の1・1051の2（以上2筆国有林）、1052、字以後谷1055の1、1059、1060、1063、1064・1067（以上2筆国有林）、1068から1074まで